

常葉大学・常葉大学短期大学部

「学生支援緊急給付金給付事業」 (「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) 申請者向け Q&A

1. 総論

Q 「学生支援緊急給付金給付事業」の趣旨・必要性を教えて下さい。

A 今般の新型コロナウイルス感染症の影響で大学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりと支えていくことが、何よりも重要です。

現在、感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止など、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきています。

これら経済的に困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度(以下、「新制度」という。)及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきたところです。

一方で、感染症拡大による影響で更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、こうした学生等で、今回の新型コロナの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

2. 支援対象学生

【Q&A 全般】

Q 支援対象を誰がどのように決めるのですか。

A 学生が大学等に申請を行い、大学が要件に該当するかどうかを審査した上で、支援対象者を決定し日本学生支援機構(以下「機構」という。)に推薦します。

Q 4月に入学し、アルバイト収入の減少がない場合は、申請できないということですか。

A アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。この場合、申請書「3. 申し送り事項」にそのような事情を申告いただくことで、「③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い」「⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少(前月比50%以上)している」の要件を満たすこととします。

Q 学生支援緊急給付金とあわせて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A この給付金は、既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等による支援制度）を活用していること、又は既存の支援制度への申請を行う予定であることを求めており、この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

Q 家庭からの仕送りなどの支給要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 要件を満たすことを求めておりますが、最終的には大学等が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。※【Q&A 詳細】もご確認ください。

Q 学業成績等の要件を満たさず、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できない者は申請できないのですか。

A 第一種奨学金の「緊急採用」に申請していただくことになります。なお、第一種奨学金の申請要件を満たさない方については、民間等の奨学金や学校独自の支援制度等の利用を予定していれば申請可能です。

Q 高等教育の修学支援新制度の対象外である学校に通う学生等（大学院生含む）も対象となりますか。

A 対象となります。ただし、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用している又は申請を行う予定であることを求めています。

Q 留学生も対象になりますか。

A 対象となります。

Q 年齢要件はありますか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q 必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A 証拠書類の一部が揃わない場合であっても、自己申告で申請することは可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。※【Q&A 詳細】もご確認ください。

Q 仕送り額、バイト代収入、授業料の引き落としの時点はいつ頃のものが求められているのでしょうか。

A 本年1月以降の時点を目安としてください。※【Q&A 詳細】もご確認ください。

Q 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を貯っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。※【Q&A 詳細】もご確認ください。

Q 現在、2校以上の大学等に在学しているのですが、申請はどの大学から行えばよいですか。

A あなたが在籍している大学等のいずれか1校から申請を行ってください。複数の大学から申請を行うことの無いようにしてください。

Q 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定なのですが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。

A 既存の支援制度に申請を行い、仮に採用に至らなかった場合でも、本給付金を返金していただく必要はありません。

Q 既に大学独自で実施している学生に対する給付金等を受け取っている場合でも、申請は可能でしょうか。

A 本給付金の支給要件を満たしていれば申請可能です。

【Q&A 詳細】

①「家庭からの多額の仕送りを受けていないこと」関係

Q 仕送り金額が「多額」となる目安を教えてください。

A 「家庭からの多額の仕送り」については、平均額年間 150 万円（授業料含む）を目安として考えています。（あくまで目安であり、これを超えていたとしても申請することに問題はありません。）

②「原則として自宅外で生活していること」関係

Q 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告（申請書「3. 申し送り事項」に記入）頂くことで支給対象となり得ます。

Q 自宅外で生活しているかどうかどのように証明すれば良いのでしょうか。

A 居住するアパート等の賃貸契約書の写しや家賃の振込明細書等を提出してください。もしくは、ご本人とご両親の双方の住民票の写しをご提出ください。住民票で居住地が異なることを確認させていただきます。

③「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと」関係

Q 「アルバイト収入で学費を賄っている」とはどういうことですか。アルバイト収入の金額や割合が低ければ対象外ですか。

A 奨学金等に加え、アルバイト収入で生活費・学費等を賄っており、全収入におけるアルバイト収入の割合が高いことを想定しています。具体的な割合としては、アルバイト収入が前月比 50 %以上減少（⑤の要件）を満たすなど、この状況により大学等での修学の継続が困難になっている方であれば該当します。

Q 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いと判断する際の基準を教えてください。

A アルバイト収入により学費等を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により修学の継続が困難になっている者を支援するものであることから、アルバイト収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から 1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた場合は「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いもの」と判断します。

④「家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」関係

Q 「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」をどのように証明すれば良いですか。

A 可能な方は、新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類する書類を提出してください。受給証明書を提出できない場合は、申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

⑤「コロナ感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること」関係

Q 「アルバイト収入が大幅に減少」とは、どの程度、減少した場合が対象になりますか。

A 前月比 50 %以上の減少を想定しています。この場合の「前月比」は、申請時点の前月比に限るものではなく、本年 1 月以降で、申請者にとって新型コロナウイルス感染症による影響で最も収入が減少した月を基準にしていただきます。但し、学生本人のアルバイトが雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業補償が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

なお、前月比 50 %以上の減少に当たらなくとも申請は可能です。最終的には他の条件も勘案して大学側で学生の実情に寄り添った形で総合的に判断します。申請書「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

Q アルバイト先からの給与明細や預貯金通帳の写しの提出は、いつごろのものが求められているのでしょうか。

A 上述のとおり、本年 1 月以降の 2 カ月分で前月比 50 %以上の減少が分かるものを提出してください。または、前年の 1 カ月分のアルバイト収入と本年 1 月以降の 1 カ月分のアルバイト収入を比較して 50 %以上の減少が分かるものを提出してください。

⑥「既存の支援制度を活用していること」関係

Q 既存の支援制度とは何ですか。

A 既存の支援制度とは、①高等教育の修学支援新制度、②第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等を含め申請が可能な支援制度です。

Q 既存の支援制度を使っていない者は申請できないのですか。

A 原則として、いずれかの制度を既に活用していることとしますが、いずれも利用していない場合は、やむを得ない事情がない限り、対象となる制度への申請を行う予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 3 波のため新制度に申請できない者は、どうすればよいのでしょうか。

A 第一種奨学生（無利子奨学生）など、新制度以外の制度に申請予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 新制度の対象外である大学等に在籍する学生等も学生支援緊急給付金の対象になるのでしょうか。同様に新制度の対象外である大学院生も本給付金の対象になるのでしょうか。

A 新制度の対象外であっても、「第一種奨学生（無利子奨学生）を限度額まで活用している若しくは今後利用を予定している者」「第一種奨学生（無利子奨学生）を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者」については、本給付金の対象となります。

⑦留学生等

Q 留学生等については、どのような条件で対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要です。（「外国人留学生学習奨励費」等と同様）

- 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績表化係数が 2.30 以上であること。
- 2) 1か月の出席率が 8 割以上であること
- 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

Q 上記要件に、「2) 1か月の出席率が 8 割以上であること」とありますが、いつ時点の出席率を指すのでしょうか。

A 日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁策定）第一条三十七項（在籍管理）を踏まえ、対象となる学生等の入学月から各月全てにおける出席率を指します。

※令和 2 年度の授業開始時期に鑑み、入学年度から令和元年度末の期間とします。

⑧その他

Q 家計の収入要件でみると、概ねどの程度の世帯まで支援対象となりますか。

A 本給付金に独自の収入要件はありません。

Q 年齢要件はあるのでしょうか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q 在籍している大学から、海外に留学しています。対象になりますか。

A 支給要件を満たせば対象となります。

Q 上記要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 原則としてこれらの要件をすべて満たすことを求めますが、これらの条件を考慮した上で、大学が特に必要と認める者は対象とすることにしています。最終的には大学が学生本人の申告状況に基づき総合的に判断します。

Q 学生にいくら支給されますか。

A 対象者の要件に合致すれば、住民税非課税世帯の学生は 20 万円、それ以外の学生は 10 万円支給されます。

なお、「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていない大学院生については住民税非課税証明書を提出させ、大学において住民税非課税世帯であることを確認できた場合に、20 万円の支給対象となります。

Q 学生支援緊急給付金は、将来返還する必要はないのですか。

A 返還の必要はありません。但し、申請書類に虚偽があった場合は、返金いただくことがあります。

Q 申請書の申し込み事項には、どのようなことを記載すればいいですか。

A 申請者の事情により、以下のようなことを記載ください。

- ・①～⑥の申請要件について、特に学校に知らせたい特別な事情
- ・家族構成（多子世帯・ひとり親世帯である等）について
- ・自宅生であるが、申請したい事情について
- ・アルバイト収入の減少による影響について（アルバイト収入が 50%以上の減少でない場合）
- ・新入生で予定していたアルバイト収入が得られなかつた事情について
- ・証明書類等が提出できない事情について

「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できること」を証明する書類（国や地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等）が提出できない事情など